

平成 25 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(7)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 25 年 11 月 11 日から同月 26 日までの間において実日数 7 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。

また、学校給食費等の学校徴収金について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づいた点検および監査が行われているかに十分留意して監査を行った。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校文書管理規程（平成 11 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、校長、副校長および事務担当者が、毎月（または長期休業前）ごとに通帳および現金出納簿の点検を行っているか。また、会計監査は、学校徴収金を担当していない職員の中から複数名選任されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

- ・ 小学校16校 小竹、豊玉第二、豊玉東、開進第二、開進第四、北町西、田柄、春日、光和、関町北、大泉第三、大泉第四、大泉南、大泉学園緑、泉新、八坂
- ・ 中学校10校 旭丘、豊玉、開進第四、北町、光が丘第二、光が丘第三、石神井、上石神井、大泉北、八坂
- ・ 幼稚園 1 園 光が丘むらさき

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・ 小学校内学童クラブ 11 か所
豊玉第二、開進第二、開進第四（2 か所）、北町西、田柄（2 か所）、春日、大泉第三、泉新、八坂

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

区立学校における学校徴収金事故の再発防止について

区立学校では、給食費、教材費をはじめとする多額の公金以外の会計事務を取り扱っているところである。区教育委員会では、平成 21 年に「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成 21 年 3 月 31 日 20 練教学庶第 2927 号）」を策定し、給食費や教材費をはじめとした学校徴収金については、公金に準じた事案の決定、契約および会計処理を行うとともに、保護者から現金を預かる場合には細心の注意を払ってこれを管理しなければならないこととした。さらに、平成 22 年 4 月には、「学校徴収金取扱の手引」を作成し、学校徴収金の適正かつ効率的な運用と会計事故の防止に取り組んできた。

しかしながら、一部の区立学校において、平成 25 年 5 月に教材費として集金した 54 万円の紛失が判明したり、同年 8 月には非常勤の事務職員が 4 年間にわたり給食費 1,082 万円を着服したことが判明したりする会計事故が相次いで発生した。これまでも、区立学校の定期監査においては、学校徴収金の管理の一部に適切さを欠く事例が見受けられていたところであるが、今年度においても、領収書の保管が不十分、出納帳が未作成、出納帳の記帳が不十分な事例などが見受けられ、これらの事例が相まって、会計事故が発生したことを確認した。

区では、学校徴収金の会計事故等を受け、公金に位置付けられないいわゆる準公金についての統一的な管理基準として、平成 25 年 11 月 21 日に「練

馬区準公金管理ガイドライン」を策定した。本ガイドラインでは、準公金を管理する者は、当該準公金の管理に関するマニュアル等事務処理要領を作成し、適正に運用することとされた。また、準公金管理統括責任者として教育振興部長、準公金管理責任者として学校長、準公金管理担当者として副校長が定められた。

については、区立学校で取り扱う学校徴収金については、区教育委員会と区立学校が一体となって、本ガイドラインに基づいた管理の適正化を図ることにより、事故の再発防止と区政の信頼回復に向けた取組が行われることを期待する。